

芽室町職員の懲戒処分の公表について

平成23年12月16日

平成23年12月16日付で、職員の懲戒処分を行いましたので、「芽室町職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

被処分者は、平成23年10月29日（土）13時55分頃、中札内村において道路を横断している熊を避けようとしたため、路外に転落する事故を起こし、同乗者を死亡させるに至った。

同乗者を死亡させる道路交通法違反を起こした責任は極めて重大である。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）規定に基づき、懲戒処分を行った。

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 2 処分の内容 | 身分上の処分 | 減給1/10（1ヵ月） |
| | 給与上の処分 | 1号俸減 |
| 3 処分年月日 | 平成23年12月16日 | |
| 4 被処分者の職名 | 主事 | |
| 5 被処分者の年齢 | 32歳 | |